

第3回世界平和連帯都市市長会議  
理事会報告書



## 第1 第3回世界平和連帯都市市長会議理事会の概要

### 1 時 期

1991年10月14日(月)～同月16日(水)

### 2 場 所

アメリカ合衆国カリフォルニア州サクラメント市

### 3 出席者

平岡敬広島市長ほか4名、本島等長崎市長ほか3名、パオロ・フリソニ・イタリア・コモ市長代理ほか1名、ヘルベルト・シュマルステイク・ドイツ・ハノーバー市長ほか1名、アン・ルーディン・アメリカ合衆国サクラメント市長

## 第2 理事会での審議事項

### 1 都市連帯の推進について

1991年12月12日現在、世界56か国299都市からなる世界平和連帯都市市長会議をさらに拡充するため、賛同都市が少ない、アジア、アフリカ、南アメリカの都市に対して積極的な呼び掛けを行い、都市連帯の輪を世界各地に広げる努力を行うとともに、その核となる理事都市を新たに5都市程度追加することを確認した。最新加盟都市リストは、別紙1のとおり。

### 2 国連NGOとしての運動方針について

#### (1) 国連NGOに至る経緯の報告

世界平和連帯都市市長会議は、国連を中心に国際協調の枠組みの中で活動を展開していくことを基本方針としており、今後さらに市長会議の拡充、発展を図るため、国連憲章第71条に基づく国連が公式に定めた唯一のNGO（非政府組織）の地位を得ることとし、1990年4月に国連経済社会理事会（ECOSOC）に対しカテゴリーIIへの登録申請を行った。

登録申請に関して、1991年1月23日に開催された国連経済社会理事会NGO委員会で、市長会議の副会長である米国サクラメント市のアン・ルーディン市長、広島平和文化センターの河合理事長らが出席し、市長会議の運営方針等について各国委員の質問に答えた。

この結果、国連経済社会理事会へのカテゴリーIIの推薦を得、1991年5月22日に開催された国連経済社会理事会で正式決定を受けたことを報告した。

#### (2) 国連経済社会理事会（ECOSOC）NGOについて

国連経済社会理事会（ECOSOC）NGOは、国連活動との関連における関心領域の広さ、専門分野での能力、知名度にした

がって、カテゴリーⅠ（４２団体）、カテゴリーⅡ（３５５団体）、ロスター（５３３団体）の三種類に分類されている。

詳細は、別紙２のとおり。

(３) 国連NGOとしての役割－全賛同都市による統一運動の展開について

今後、国連NGOとして市長会議に求められることとして、いかに国連を支援、PRしていくかという役割分担の問題がある。これまで第３回国連軍縮特別総会や今年１月の部分的核実験禁止条約改定会議での演説などを通じ国連とのかかわりを深めてきたが、今後はこうした国連との協力関係を維持していきながら、その上にたって国連NGOにふさわしい新たな運動の展開が必要になってくる。

そうした観点に立って、平岡敬会長から平和・軍縮に向けての国際世論の形成に重点を置いた平和・軍縮キャンペーン実施の提案があり、国連軍縮週間（１０月２４日～同月３０日）に全賛同都市による原爆写真展及び平和絵画・ポスター展等を実施する案が採択された。

さらに、市長会議が国連経済社会理事会（エコソック）NGOに認定されたことに伴い、国連本部との折衝にあたる駐在員（代表）をニューヨークに置くことを決めるとともにコモ市からも提案のあったニューズレターを来年から年２回発行することを決定した。

3 規約の改正について

この度、改正案を提案したのは、環境問題への取組等活動目的の追加と役員任期途中での辞任の２点であり、全会一致で承認された。

(１) 環境問題への取組等については、地球規模の環境問題が人類の生存基盤にかかわる非常に重大な問題であるとの認識に立って、

市長会議としてもこの問題に積極的に取組むこととし、規約の目的及び事業に環境保護を追加することとした。また、既に市長会議の目的となっている飢餓・貧困等の諸問題の解消以外に新たに難民問題、人権問題の解決を加えて、市長会議の事業を拡充することとした。

- (2) 役員の任期途中での辞任については、これまで役員に選任された連帯都市の市長が退任又は辞任した場合の後任の市長の役員としての地位及び任期が不明確であったため、今回規約を改正し、所要の規定の整備を図ることとしたものである。

改正後の規約は、別紙3のとおり。

#### 4 第3回世界平和連帯都市市長会議の開催について

1993年8月5日から同月9日までの5日間、広島、長崎両市で開催することを決定した。

#### 5 第4回国連軍縮特別総会開催についての国連への要望について

現在、米ソ両国を中心に核軍縮が進展しているものの、この地球上にはなお多くの核兵器が存在しており、核兵器廃絶に向けさらなる核軍縮が必要であるとの認識に立って、被爆50周年であり、また国連創設50周年にあたる1995年に第4回国連軍縮特別総会の開催を要望する旨の国連事務総長あての要望書を全会一致で採択した。国連への要望書は、別紙4のとおり。

この要望書は理事会終了後、直ちに平岡敬会長が国連本部に持参し、明石康国連軍縮担当事務次長に手渡した。その結果、明石次長から別紙5の回答文を受領した。

#### 6 第3回世界平和連帯都市市長会議サクラメント決議について

会議の成果を盛り込んだサクラメント決議を採択した。

サクラメント決議は、別紙6のとおり。

# 加 盟 都 市 リ ス ト

1991年12月12日現在  
賛同都市 56か国299都市

世界平和連帯都市市長会議





都 市 名

国 名

1	広 島	会 長	日 本
2	長 崎	副 会 長	日 本
3	ベルリン	副 会 長	ドイ ツ
4	コ モ	副 会 長	イ タ リ ア
5	ハノーバー	副 会 長	ドイ ツ
6	ルサカ	副 会 長	ザンビア
7	サクラメント	副 会 長	アメリ カ合衆国
8	バンクーバー	副 会 長	カナダ
9	ボルゴグラード	副 会 長	ソ 連
10	カブール		アフガニスタン
11	アッシュフィールド		オーストラリア
12	バンクスタウン		オーストラリア
13	ブラックタウン		オーストラリア
14	キャンベルタウン		オーストラリア
15	カンタベリー		オーストラリア
16	コバーグ		オーストラリア
17	ゴスフォード		オーストラリア
18	リスモア		オーストラリア
19	メルボルン		オーストラリア
20	プレストン		オーストラリア
21	サンシャイン		オーストラリア
22	シドニー		オーストラリア
23	ウォーロンゴン		オーストラリア
24	ザンクト・ウルリヒ		オーストリア
25	ウィーン		オーストリア
26	コミラ		バングラディッシュ
27	ダッカ		バングラディッシュ
28	シルハット		バングラディッシュ
29	アントワープ		ベルギー
30	ブルッヘ		ベルギー
31	ルーヴァン		ベルギー
32	サントス		ブラジル
33	ソフィア		ブルガリア
34	バーナビー		カナダ
35	グランドフォークス		カナダ
36	モントリオール		カナダ
37	オタワ		カナダ
38	テラス		カナダ
39	トロント		カナダ
40	ロサンゼルス		チリ
41	バルパライソ		チリ
42	北 京(ペキン・ベイチン)		中 国
43	成 都(せいと・チオントウ)		中 国
44	重 慶(じゅうけい・チウオンチン)		中 国
45	福 州(ふくしゅう・フウチオウ)		中 国
46	杭 州(こうしゅう・ハンチオウ)		中 国

## 都 市 名

## 国 名

47	大 連(こうしゅう・ハンチョウ)	中 国
48	武 漢(ぶかん・ウハン)	中 国
49	リディシエ	チェコ・スロバキア
50	ナーホト	チェコ・スロバキア
51	サントドミンゴ	ドミニカ
52	スエズ	エジプト
53	オバーニュ	フランス
54	カーン	フランス
55	リヨン	フランス
56	マラコフ	フランス
57	ナント	フランス
58	プレヌヌ・シュール・メール	フランス
59	ヴェルダン	フランス
60	アーヘン (K)	ドイツ
61	アーヘン (S)	ドイツ
62	アーヒム	ドイツ
63	アルツアイ	ドイツ
64	バッド オルデスロー	ドイツ
65	バッド ザルツフレン	ドイツ
66	バッド ヴィルベル	ドイツ
67	ベルクシュトラーク	ドイツ
68	ベルリン スパンドウ	ドイツ
69	ビーベラッハ・アン・デア・リス	ドイツ
70	ビーレフェルト	ドイツ
71	ボパード	ドイツ
72	ブラウンシュヴァイク	ドイツ
73	ブレーメン	ドイツ
74	ブルンスビュッテル	ドイツ
75	ディツェンバッハ	ドイツ
76	ドルステン	ドイツ
77	ドルトムント	ドイツ
78	ドレスデン	ドイツ
79	エルフト	ドイツ
80	エルランゲン	ドイツ
81	フランクフルト	ドイツ
82	フリードベルク	ドイツ
83	フロンデンベルク	ドイツ
84	フェルト	ドイツ
85	ガウ・アルゲスハイム	ドイツ
86	ゲーストハッハト	ドイツ
87	ガイゼンハイム	ドイツ
88	グラッドベック	ドイツ
89	グライヘン	ドイツ
90	ゲッチンゲン	ドイツ
91	ハーゲン	ドイツ
92	ハンブルク	ドイツ

## 都 市 名

## 国 名

93	ハノーバーシュ-ミュンデン	ドイツ
94	ハルデクセン	ドイツ
95	ハッタースハイム	ドイツ
96	ハッチンゲン	ドイツ
97	ハイデンハイム・アン・デア・ブレンツ	ドイツ
98	ホルツヴィケデ	ドイツ
99	ホルン-バット・マインベルク	ドイツ
100	イザロン	ドイツ
101	カーメン	ドイツ
102	カルベン	ドイツ
103	カッセル	ドイツ
104	キール	ドイツ
105	ケルン	ドイツ
106	ケニヒシュタイン・イン・タウナス	ドイツ
107	コンスタンツ	ドイツ
108	クロイツタール	ドイツ
109	レムゴー	ドイツ
110	レンネシュタット	ドイツ
111	リュューベック	ドイツ
112	リュネン	ドイツ
113	マグデブルク	ドイツ
114	マインツ	ドイツ
115	マンハイム	ドイツ
116	マール	ドイツ
117	メールス	ドイツ
118	ナウハイム	ドイツ
119	ノイキルヘンブルイン	ドイツ
120	ノイキルヘン-ゼールシャイト	ドイツ
121	ニーダーカッセル	ドイツ
122	ノルデンハム	ドイツ
123	ノルダーシュタット	ドイツ
124	ノットウルン	ドイツ
125	オルリングハウゼン	ドイツ
126	オッフエンブルク	ドイツ
127	オルデンブルク	ドイツ
128	オッペンハイム	ドイツ
129	ベルレベルグ	ドイツ
130	フォルツハイム	ドイツ
131	プレッテンベルク	ドイツ
132	ポルターウエストファリカ	ドイツ
133	レックリングハウゼン	ドイツ
134	ラインハイム	ドイツ
135	ローテンブルク	ドイツ
136	ザルツギッター	ドイツ
137	シュバーバハ	ドイツ
138	シュベルテ	ドイツ

## 都 市 名

## 国 名

139	シーゲン	ドイツ
140	シンデルフィンゲン	ドイツ
141	ゾーリングエン	ドイツ
142	ストールベルク	ドイツ
143	シュトレーレン	ドイツ
144	トロイスドルフ	ドイツ
145	チュービンゲン	ドイツ
146	ウナ (K)	ドイツ
147	ウナ (S)	ドイツ
148	ヴァレル	ドイツ
149	ヴェルベルト	ドイツ
150	ヴェルデ	ドイツ
151	ヴェルファー	ドイツ
152	ベーゼル	ドイツ
153	ヴェッターロー	ドイツ
154	ヴィースバーデン	ドイツ
155	ヴィンデック	ドイツ
156	ヴィッテン	ドイツ
157	ブッペルタール	ドイツ
158	デルフィ	ギリシャ
159	ペリステリ	ギリシャ
160	ブダペスト	ハンガリー
161	デリー	インド
162	ジャカルタ	インドネシア
163	パダン	インドネシア
164	テヘラン	イラン
165	ハイファ	イスラエル
166	アッシジ	イタリア
167	ボローニャ	イタリア
168	ボルツァーノ	イタリア
169	ブルニコ	イタリア
170	カンペジネ	イタリア
171	カッシーノ	イタリア
172	チェルノビオ	イタリア
173	コルシコ	イタリア
174	フォルリ	イタリア
175	ジェノバ	イタリア
176	ラクイラ	イタリア
177	ルッカ	イタリア
178	マルザボット	イタリア
179	ミラノ	イタリア
180	パルマ	イタリア
181	ピストイア	イタリア
182	レッジオネレミーリア	イタリア
183	リバ・デル・ガルダ	イタリア
184	ローマ (県)	イタリア

## 都 市 名

## 国 名

185	ローマ	イタリア
186	サレルノ	イタリア
187	セストサンジョバンニ	イタリア
188	セストリレバンテ	イタリア
189	テラモ	イタリア
190	トリノ	イタリア
191	ピアレッジオ	イタリア
192	ヴィラミノッツォ	イタリア
193	キングストン	ジャマイカ
194	アンマン	ヨルダン
195	ナイロビ	ケニア
196	リガ	ラトビア
197	モンロビア	リベリア
198	ピリニユス	リトアニア
199	ビルツ	ルクセンブルク
200	リロングウェ	マラウイ
201	ペナン	マレーシア
202	バレッタ	マルタ
203	アカプルコ	メキシコ
204	マラケシュ	モロッコ
205	ウイントフーク	ナミビア
206	アムステルダム	オランダ
207	アルンヘム	オランダ
208	ハーグ	オランダ
209	ミデルブルフ	オランダ
210	ロッテルダム	オランダ
211	ティルブルク	オランダ
212	ワールワイク	オランダ
213	オークランド	ニュージーランド
214	クライスト・チャーチ	ニュージーランド
215	ハミルトン	ニュージーランド
216	ウェリントン	ニュージーランド
217	ポートモレスビー	パプア・ニューギニア
218	ビラ エル サルバドール	ペルー
219	アンゴナ	フィリピン
220	ビニャン	フィリピン
221	バストス	フィリピン
222	カガヤン・デ・オロ	フィリピン
223	カルンピット	フィリピン
224	カルオカン	フィリピン
225	モンテンルパ	フィリピン
226	パシグ	フィリピン
227	プリラン	フィリピン
228	ケソン	フィリピン
229	タギグ	フィリピン
230	バレンスエラ	フィリピン

都 市 名

国 名

231	グダニスク	ポーランド
232	ポズナン	ポーランド
233	アマドーラ	ポルトガル
234	リスボン	ポルトガル
235	ポルト	ポルトガル
236	カーディス	スペイン
237	ゲルニカ	スペイン
238	ヌワラエリア	スリラン
239	マルメ	スウェーデン
240	ストックホルム	スウェーデン
241	ジュネーブ	スイス
242	チューリヒ	スイス
243	ダマスカス	シリア
244	クネイトラ	シリア
245	ロメ	トーゴ
246	ブラッドフォード	イギリス
247	ブライトン	イギリス
248	ブリストル	イギリス
249	ケンブリッジ	イギリス
250	コベントリー	イギリス
251	エジンバラ	イギリス
252	グラスゴー	イギリス
253	カークリーズ	イギリス
254	ランベス	イギリス
255	ロンドンデリー	イギリス
256	マンチェスター	イギリス
257	ミドルズボロー	イギリス
258	ニューポート	イギリス
259	シェフィールド	イギリス
260	アルバニー	アメリカ合衆国
261	オースティン	アメリカ合衆国
262	パークレー	アメリカ合衆国
263	バーリントン	アメリカ合衆国
264	カーメル・バイ・ザ・シー	アメリカ合衆国
265	クリーブランド	アメリカ合衆国
266	コンコード	アメリカ合衆国
267	コーパスクリステイ	アメリカ合衆国
268	ユージーン	アメリカ合衆国
269	フレズノ	アメリカ合衆国
270	ハリスバーグ	アメリカ合衆国
271	ヒロ	アメリカ合衆国
272	ホノルル	アメリカ合衆国
273	ヒューストン	アメリカ合衆国
274	アーバイン	アメリカ合衆国
275	ジャージー・シティ	アメリカ合衆国
276	ランカスター	アメリカ合衆国

	都 市 名	国 名
277	ロサンゼルス	アメリカ合衆国
278	マリーナ	アメリカ合衆国
279	ミネアポリス	アメリカ合衆国
280	ニューオリンズ	アメリカ合衆国
281	オービリン	アメリカ合衆国
282	オハイオ	アメリカ合衆国
283	パロ アルト	アメリカ合衆国
284	フィラデルフィア	アメリカ合衆国
285	ポートランド	アメリカ合衆国
286	セントポール	アメリカ合衆国
287	サンフランシスコ	アメリカ合衆国
288	サンタクルツ	アメリカ合衆国
289	サラトガ	アメリカ合衆国
290	シアトル	アメリカ合衆国
291	タコマパーク	アメリカ合衆国
292	アルマ・アタ	ソ 連
293	キエフ	ソ 連
294	サンクト・ペテルブルク	ソ 連
295	モスクワ	ソ 連
296	トビリシ	ソ 連
297	ホーチミン	ベトナム
298	サヌア	イエメン
299	ノビ サード	ユーゴスラヴィア

※ 中国の地名は「漢字」と「ひらがな」とで表記した。ただし、カタカナ表記が一般的に用いられている地名は「カタカナ」のままとした。また、中国国務院教育部公布によるピンイン（中国語のローマ字による表記方法。中国で1958年から正式採用）の読みをカタカナで表記した。





経済社会理事会 NGO のカテゴリーについて

1 国際連合経済社会理事会 (ECOSOC) NGO に認定されると、経済社会理事会から協議を受ける権利が発生する。この協議を受ける権利を NGO の資格によって三つのカテゴリー (分類) に分けており、それぞれ異なる協議上の権利を与えている。

2 1968年ECOSOC決議1296による分類

区分	認定資格	協議上認められる権利
カテゴリー I	ECOSOC の活動内容の大半に関心を持ち、国際経済、社会、文化、教育、経済、化学、技術、人権の分野で国連の目的達成に貢献してきたことをもって知られ、その代表する地域の人々の経済社会生活に密接な関連を持ち、多くの国々のその分野に携わる人々を代表すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ECOSOC の仮議題の通知を受ける。</li> <li>ECOSOC に議題を提出する。</li> <li>ECOSOC とその下部機関にオブザーバーとして出席する。</li> <li>その専門分野の事項にあって、ECOSOC に権限のある事項に関して、2,000語以内で意見書を提出する。</li> <li>NGO 委員会の御告に基づいて ECOSOC において 1 回発言する。その NGO が提案した議題が採択された場合には、議題説明のために発言する。</li> </ul>
カテゴリー II	ECOSOC の活動内容の若干に関心を持ち、その分野で国際的に知られている。ただし、人権に関心のある NGO の場合は、1 国、1 グループ、1 個人などの人権のみに限らず、人権全般に関心を有するものであること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ECOSOC の仮議題の通知を受ける。</li> <li>ECOSOC とその下部機関にオブザーバーとして出席する。</li> <li>その専門分野の事項にあって、ECOSOC に権限のある事項に関して、500語以内で意見書を提出する。</li> <li>ECOSOC 及びカテゴリー II の NGO に関心のある分野であって、その分野をカバーする ECOSOC の下部機関がない場合は、カテゴリー II の NGO が発言する。</li> </ul>
ロスター	カテゴリー I、II に該当しないが、ECOSOC、同下部機関又はその他の国連機関に時に応じて有益な貢献をすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ECOSOC の仮議題の通知を受ける。</li> <li>その NGO の専門分野の事項が扱われる ECOSOC 及びその下部機関にオブザーバーとして出席する。</li> <li>その専門分野の事項であって、ECOSOC の権限である問題に関して、500語までの文書を提出する。</li> </ul>



※ ゴシック部分が今回の改正箇所

世界平和連帯都市市長会議規約

1945年8月、人類史上最初の核兵器が広島と長崎へ投下され、言語に絶する大惨禍を現出させ、多くの被爆者が今なお、肉体的、精神的、社会的な苦悩を強いられているにもかかわらず、核兵器は依然として廃絶されず、全人類の生存が脅かされている。広島・長崎の悲劇が再び地球上で繰り返されることなく、市民が安全かつ文化的な生活を営める環境を確保し、世界の恒久平和の実現に寄与するために、世界の都市と都市が国境を越え、思想・信条の違いを乗り越えて連帯し、核兵器の廃絶に向けて努力することを誓うものである。

われわれは、広島・長崎両市が提唱した都市連帯推進計画の趣旨に賛同し、さらに、1985年8月に第1回が開催された“世界平和連帯都市市長会議”を恒久のものとするため、ここに世界平和連帯都市市長会議という機構を設ける。

第1章 目的及び原則

(目的)

第1条 世界平和連帯都市市長会議は、都市連帯推進計画に賛同するすべての都市（以下「連帯都市」という。）相互の緊密な連帯を通じて核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起するとともに、人類の共存を脅かす飢餓・貧困等の諸問題の解消さらには難民問題、人権問題の解決及び環境保護のために努力し、もって世界恒久平和の実現に寄与することを目的とする。

(原則)

第2条 この機構及び連帯都市は、前条に掲げる目的を達成するため、次の原則にそって行動するものとする。

- (1) この機構は、その連帯都市の置かれている実情を尊重しつつ、友好、親善を基調とするものであること。
- (2) この機構は、世界の主要な平和維持機構である国際連合との協調のもとに核兵器の全面撤廃と恒久平和の確立さらには飢餓・貧困等の諸問題の解消、難民問題、人権問題の解決及び環境保護に向けて活動するものであること。
- (3) 連帯都市は、都市間相互の交流に努め、相互理解のもとに連帯の絆をより強固にしつつ、この規約に従って目的達成のため、誠実に行動すること。
- (4) 連帯都市は、他の都市にも連帯を呼びかけて、“ヒロシマ・ナガサキの心”の普及に努め、さらに連帯の輪を広げるよう努力すること。

## 第2章 事業

### (事業)

第3条 この機構は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 広く世界の都市に連帯を呼びかけること。
- (2) 国際連合など関係機関に対して、核兵器廃絶と全面完全軍縮に関するアピールを行うこと。
- (3) 連帯都市が下記の事業を推進するにあたり、必要な調整を行うこと。
  - ① 平和・軍縮又は飢餓・貧困等の諸問題の解消、難民問題、人権問題の解決若しくは環境保護に貢献するための集会または行事を開催し、宣言文、決議文等を発した場合は互いにそれらを交換し合うこと。
  - ② 国連軍縮週間には、核兵器廃絶と全面軍縮に関するメッセージを国際連合事務総長及び総会議長に送るとともに、互いにそのメッセージの交換を行うこと。
  - ③ 平和・軍縮・安全保障又は飢餓・貧困等の諸問題の解消、難民問題、人権問題の解決若しくは環境保護に関する研究会または集会等を開催した場合は、その結果をと

りまとめた資料・図書を各連帯都市に紹介すること。

- ④ 平和・軍縮・安全保障又は飢餓・貧困等の諸問題の解消、難民問題、人権問題の解決若しくは環境保護に関する資料あるいは図書やパンフレットを自ら出版し、または入手した場合は、互いに紹介し合うこと。
  - ⑤ 現下の国際情勢において核軍縮こそ解決すべき緊急課題であることを考慮し、特に広島・長崎における原子爆弾被害の実態を広く市民に認識させるため“原爆写真展”などを開催すること。
  - ⑥ 広島・長崎両市は、開催に必要とする写真資料を提供するなどの協力を行うほか、原爆の被害を示す記録映画、スライド、図書類の紹介を行うこと。
- (4) その他、必要な事業を行うこと。

### 第3章 役員

(役員)

第4条 この機構に次の役員を置く。

会長1名

副会長若干名

理事若干名

- 2 会長及び副会長は、総会において連帯都市の市長の互選によって決定する。
- 3 会長は、この機構を統轄及び代表し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 5 理事は、会長が連帯都市の市長の中から選任する。  
なお、選任にあたっては、地域性を配慮して行うものとする。
- 6 理事は、会長及び副会長を補佐し、この機構の円滑な運営を図るものとする。

(任期)

第5条 役員任期は、次期総会において新たな役員が選任さ

- れるまでの間とし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、役員に選任された連帯都市の市長が、当該市長の職を退任し、又は辞任した場合は、後任の市長を役員とする。この場合において、任期中退任し、又は辞任した役員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第4章 会議

(総会及び理事会)

第6条 この機構の会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第7条 総会は、原則として4年に1回開催する。

- 2 総会は、第1条の目的を達成するために開催し、重要な事項を議決・承認する。

(理事会)

第8条 理事会は役員で構成し、必要に応じて随時開催する。

- 2 理事会は、急施を要する場合、必要に応じ、総会に代わりこの機構の意思(会長及び副会長の選任を除く。)を決定することができるものとする。

(招集)

第9条 会議は、会長が招集する。

(表決)

第10条 会議の出席都市(出席できない場合は、他の出席都市に委任することができる。以下同じ。)は、1都市につき1個の表決権を有する。

- 2 会議の議事は、出席都市の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会議が開催できない場合は、文書によって表決することができる。

#### 第5章 事務局

(事務局の設置)

第11条 この機構の事務を取り扱わせるため、広島市に事務

局を置く。

(職員)

第12条 事務局に事務局長のほか若干名の職員を置く。

2 事務局長及び職員は会長が任命する。

## 第6章 経費の負担

(経費)

第13条 事務局の運営に要する経費（經常経費）及び会議の開催に要する経費（臨時経費）については、別に定める。

## 第7章 雑則

(改正)

第14条 この規約の改正は、総会において、出席都市の3分の2以上の同意を必要とする。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、この機構の運営に関し必要な事項は会長が定める。

### 附 則

次期総会が開催されるまでの間は、広島市長が会長、長崎市長、ベルリン市長、ハノーバー市長、コモ市長、ルサカ市長、サクラメント市長、バンクーバー市長、ボルゴグラード市長が副会長として、それぞれ、その任にあたる。

改正経緯

1986年（昭和61年）11月1日制定

1991年（平成3年）10月16日一部改正





## 第 4 回国連軍縮特別総会開催 についての国連への要望書

世界平和連帯都市市長会議は、世界 51 か国 296 都市から構成され、都市人口 1 億人を超える国際組織であり、国連経済社会理事会の NGO（カテゴリー II）として、平和、軍縮問題や飢餓・貧困、難民、人権、環境破壊等、都市レベルの広い分野の問題とかかわりを持っております。

私ども世界平和連帯都市市長会議の理事都市は、このたびアメリカ合衆国サクラメント市に集い、米ソを中心に緊張緩和が進む今こそ核軍縮に向けてより一層の進展を図るべきであるとの基本認識で意見の一致をみました。

今日、世界は、ソ連、東欧の変革、米ソ関係の改善、ドイツ統一などに象徴されるように歴史的な変化が起こっており、冷戦にかわる新しい時代を迎えております。また、核をめぐる状況も、米ソによる中距離核戦力（INF）の全廃に引き続き、去る 7 月にはモスクワでの米ソ首脳会議において戦略兵器削減条約（START）が調印され、さらに最近では米ソ両国による大幅な核兵器削減提案がなされるなど大きな進展が図られております。

私どもは、こうした新しい時代を迎え、緊張緩和が進む今日、核軍縮へ向けての潮流を一層加速させる好機であるとの認識に立って、最初の原爆による広島・長崎の被爆から 50 周年であり、また国連創設 50 周年に当たる 1995 年に第 4 回国連軍縮特別総会を開催していただくよう要望いたします。

さらに、世界平和連帯都市市長会議は、第 4 回国連軍縮特別総会に対し、次の点について取り上げていただくことを要望いたします。

第 4 回国連軍縮特別総会が包括的核実験禁止並びに一国から他国への武器移転の禁止及び核兵器を取り除き、その過程を監視するための技術的援助について一層の検討を加えること。

また、核兵器の製造に必要な材料の包括的禁止を規定するよう考慮すること。

1991年10月16日

国連事務総長

ハビエル・ペレス・デ・クエヤル 殿

世界平和連帯都市市長会議

会 長	日本	広島市長	平岡 敬
副会長	イタリア	コモ市長代理	
		パオロ・フリソニ	
副会長	ドイツ	ハノーバー市長	
		ヘルベルト・シュマルスティーク	
副会長	日本	長崎市長	本島 等
副会長	アメリカ	サクラメント市長	
		アン・ルーディン	



1991年11月7日

世界平和連帯都市市長会議会長  
広島市長 平岡 敬 殿

国連軍縮担当事務次長  
明石 康

拝啓 国連創設並びに広島市及び長崎市被爆50周年の1995年に第4回軍縮特別総会を開催することを求める世界平和連帯都市市長会議の要望書を御持参くださいましたことに対しまして、国連事務総長に代わりましてお礼を申し上げます。

私は、市長会議のこのイニシアティブを高く評価いたします。最近の政治情勢下にあつて、国際社会は、軍拡競争の逆転により、より安全な将来を構築するための確固とした手段を講じることのできる絶好の機会だと言えます。戦略兵器削減条約（START）の調印並びにブッシュ及びゴルバチョフ両大統領のイニシアティブ、つまり長らく待ち望まれていた世界の核兵器削減の進行開始の表明こそ、私の希望とするところです。市長会議のようなNGO（非政府機関）は、核兵器及びそのほかの大量破壊兵器によつてもたらされる脅威を決定的に取り除くために、軍縮の進行を続けるための世論に影響を与え、積極的な行動を促進することにおいてきわめて重要な役割を果たしています。

私はこの機会を利用して、国連加盟国政府に対して1995年に次期軍縮特別総会開催を要望される貴殿の御努力が成功されることを望みます。

敬具



### 第 3 回世界平和連帯都市市長会議 サクラメント決議

第 3 回世界平和連帯都市市長会議理事会に参集した我々は、1991年10月14日から16日まで、アメリカ合衆国サクラメント市において現在の国際情勢を踏まえ、我々市長会議の取り組むべき方針について、多角的な角度から活発な意見交換を行った。

東西冷戦構造の崩壊、それに続くソ連及び東欧諸国の政治・経済体制の変容など国際情勢は、歴史的な転換を成し遂げた。

とりわけ核兵器を巡る国際情勢が、最近の米ソ両国による核軍縮により、画期的な進展の兆しを見せていることは一定の評価をすべきことである。

しかしながら、一方では、人類を破滅に導く核兵器は依然としてこの地球上に存在し、かつまた、平和を阻害する要因として環境問題、飢餓、貧困、難民、人権抑圧などの諸問題があり、我々はその緊急な解決を迫られている。

こうした状況を踏まえ、我々は核保有国に対し、直ちに核実験を全面的に禁止し、核兵器全廃に向けて一層の努力をするよう求めるとともに、人類の平和を阻害する要因についても都市レベルでその解決に向けて積極的に国際世論の喚起に努める。

また、我々は、1982年、都市連帯推進計画を提唱し、長年にわたりその推進に多大な尽力をされた荒木武前広島市長の御功績を高く評価するとともに、都市連帯の一層の発展に努める。

1991年10月16日

#### 世界平和連帯都市市長会議

会 長	日本	広島市長	平岡 敬
副会長	イタリア	コモ市長代理	パオロ・フリソニ
副会長	ドイツ	ハノーバー市長	ヘルベルト・シュマルステーク
副会長	日本	長崎市長	本島 等
副会長	アメリカ	サクラメント市長	アン・ルーディン

